

大津市障害者住まいの場利用調整実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大津市が指定する施設入所支援事業所等の利用決定（以下「利用」という。）が、適正かつ円滑に実施されるために、その調整に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 利用調整の主体は、大津市とする。

(対象事業所)

第3条 この要領による利用調整の対象事業所は、市指定障害福祉サービス事業所等のうち、次に掲げるものとする。なお、利用調整の対象者は大津市在住の者に限らず、対象事業所の利用を希望する全ての者とする。

- (1) 施設入所支援事業所
- (2) 日中サービス支援型共同生活援助事業所
- (3) 共同生活援助事業所のうち施設整備に当たり本市の補助を受けているもの
- (4) その他共同生活援助事業所のうち設置者が利用希望者の調整を希望するもの

2 前項の対象事業所であっても、次に掲げる場合は、利用調整を実施せずに利用者を決定することができるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第18条第1項もしくは第2項または知的障害者福祉法第15条の4もしくは第16条第1項第2号による措置により、対象者が決定される場合
- (2) 災害や事故、介護者の不在等の理由により、緊急に対象者の施設入所が必要と市長が認める場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(利用調整会議)

第4条 利用調整会議は、「大津市障害者住まいの場利用調整会議」という（以下、「調整会議」という。）。

2 調整会議は、対象事業所から利用調整依頼を受けた場合に開催し、利用候補者の決定に必要な調整を行う。

3 調整会議の構成機関は、大津市福祉部障害福祉課、大津市障害者相談支援機能強化事業所をもって構成する。

4 調整会議の事務局（以下「事務局」という。）は、大津市基幹相談調整センター内におく。

5 市長は、必要があると認めるときは、第3項に掲げる者以外に調整会議への出席を求め、意

見を聴くことができる。

(利用候補者の決定)

第5条 第3条に規定する事業所は、新規利用者の受入が可能となった場合には、市長に対し、「大津市障害者住まいの場利用調整会議開催依頼書」(様式第1号)(以下、「開催依頼書」という。)を提出する。

2 市長は、前項の依頼書の提出があった場合は、大津市基幹相談調整センターに開催依頼書の写しを送付する。

3 事務局は、市指定特定相談支援事業所等(以下「相談支援事業所等」とする。)に対して「大津市障害者住まいの場利用調整会議開催通知書」(様式第2号)を、調整会議の構成機関に対して「大津市障害者住まいの場利用調整会議出席依頼書」(様式第3号)を送付する。

4 相談支援事業所等は、対象事業所の受入条件に合致する入所調整対象者を選定し、対象者が記入した「大津市障害者住まいの場利用調整依頼書」(様式第4号)及び対象者の基礎情報等を記載した調査書を事務局に送付する。調査書様式は事務局が指定するものとする。

5 事務局は、相談支援事業所等からの提出書類に基づき、入所調整対象者の情報を整理する。

6 調整会議は、利用調整対象者の優先度を検討する。

7 対象事業所は、調整会議の意見を尊重して利用者を決定する。

8 対象事業所は、利用者の確定後、市長に対し、「利用者確定報告書」(様式第5号)を提出する。

(個人情報の保護)

第6条 調整会議の構成機関は、調整会議、利用者の決定までの手続きにおいて知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、利用調整に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。